

■インドネシア法整備支援第9回本邦研修を実施しました

平成31年1月15日（火）から同月25日（金）まで、東京において、インドネシア共和国から裁判官15名を招き、インドネシア法整備支援第9回本邦研修を実施しました。

現在、インドネシアのプロジェクトでは、知的財産事件の処理の予見性向上を目標として、主に、知的財産事件に関する判決集作成や裁判官に対する研修支援を行っています。

本研修は、知的財産（主に営業秘密及び特許）事件に関する講義、裁判所訪問等により、専門的知識を深め、司法研修所講師の指導能力の向上を図るとともに、発表や協議、判決書の検討を通じて、裁判実務の改善を促進することを目的として実施しました。



【林いづみ弁護士による講義】



【伊藤眞名誉教授による講義】

営業秘密事件に関しては、まず、林いづみ弁護士から、日本の営業秘密保護制度について講義を受け、次に、伊藤眞東京大学名誉教授から、営業秘密保護を図るための民事訴訟法改正の経緯をご紹介いただきました。これらの講義を踏まえて、知的財産高等裁判所を訪問し、森岡礼子判事から、営業秘密事件の裁判実務についての講義を受けました。また、

研修員からも、インドネシアにおける営業秘密侵害訴訟の実情や課題について発表をしてもらいました。



【星正和弁護士による講義】



【末吉剛弁護士による講義】

特許事件に関しては、星正和弁護士から、日本の裁判例を用いて特許要件の判断枠組に関する講義を受け、続いて、末吉剛弁護士の講義では、判決集に掲載したインドネシアの特許判決書を検討し、意見交換を行いました。



【飯村敏明弁護士による講義】

最後に、飯村敏明弁護士（元知財高裁所長）から、総括として、各種知的財産権の保護範囲や相互の関係について具体的な事例をご紹介いただきながら、講義を受けました。

本研修では、講義や裁判所訪問を通じて、研修員に日本の知見を提供し、また、発表や判決書の検討を取り入れ、積極的に意見交換を行うなど、充実した研修となりました。